

これから手続きをされる方へ

特別児童扶養手当のしおり

(1) 手当を受けることができる方（受給資格者）

該当する障害があると認定された20歳未満の児童を養育している父または母、あるいは父母にかわって養育している方です。

日本に住所がある外国人の方も受給できます。

＊次のようなときは受給できません。

- ・ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき（保育園を除く）
- ・ 児童が障害のために公的年金を受けることができるとき

(2) 手当の額（児童1人につき）

	等級	適用月	R7年3月まで	R7年4月から
	1級		55,350円	56,800円
支給月額	2級		36,860円	37,830円

(3) 手当の支給月

- ・ 年に3回（4月、8月、11月）、それぞれ前月分（11月分は当月分を含む）までの4か月分をまとめて支給します。
- ・ いずれも11日に支給します。（11日が休日の場合は繰り上げて支給します。）
- ・ 認定された場合は、認定請求書を提出した月の翌月分から支給されます。

(4) 所得の制限

毎年8月に所得の状況を届け出ていただきます。受給資格者、配偶者（未届を含む）、同居している扶養義務者（受給資格者の父母、子、兄弟など）の前年の所得がそれぞれ基準額を上回ると、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当が支給されません。

扶養親族の人数	本人		配偶者・扶養義務者	
	所得額	参考収入額の目安	所得額	参考収入額の目安
0人	4,596,000円	給与収入 6,423,999円	6,287,000円	給与収入 8,318,888円
1人	4,976,000円	給与収入 6,862,222円	6,536,000円	給与収入 8,586,000円
2人	5,356,000円	給与収入 7,284,444円	6,749,000円	給与収入 8,799,000円
3人	5,736,000円	給与収入 7,706,666円	6,962,000円	給与収入 9,012,000円
4人以上	1人380,000円を加算(所得)		1人213,000円を加算(所得)	

◇ 申請時は、申請が1月から6月までは前々年、7月から12月までは前年の所得を届け出します。

社会保険料相当額

＊ 所得＝合計所得（給与・年金所得がある場合は、その合計額から－10万円（最大）－8万円－※ 諸控除額

※ 諸控除：雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除、肉用牛の売却による事業所得にかかる免除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

特別児童扶養手当 認定請求のご案内

■ 必要なもの

1.認 定 請 求 書	所定の様式に記入します。 請求者（受給権者）は、父母のうち収入の高い方となります。
2.診 断 書	所定の診断書様式に、かかりつけ医等から記入してもらいます。 ※ 申請日の属する月又はその前月の診断書が有効です。療育手帳 A や身体障害者手帳 1 級をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合があります。
3.振込先口座申出書・通帳の写し	請求者名義の口座を振込先として届け出ます。（請求者以外（配偶者、お子さん等）の名義の口座は不可）※ネット銀行の場合は、口座の画面を印刷する必要があります。
4.承 諾 書	世帯状況や課税状況の閲覧についての承諾をいただく書類です。
5.受 給 者 世 帯 員 名 簿	所定の様式に世帯員全員の氏名等を記入します。 同住所で別世帯としている同居家族についても記入していただきます。
6.戸 籍 謄 本	受給権者と児童が別々の戸籍の場合は、それぞれ 1 通必要です。 （申請日から 1 か月以内の証明が有効です。） ※ 本籍地が市外にある場合は、直接その市町村にご請求ください。
7.本人確認書類	申請に来た方のマイナンバーカード等写真付きの公的身分証明書が必要です。（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など）
8.マイナンバーの分かる書類	受給権者と配偶者、扶養義務者のうち最も所得が高い方、対象児童の「マイナンバーカード」または「通知カード」が必要です。 ※ 扶養義務者…受給権者の兄弟姉妹、父母、祖父母、曾祖父母、子のうち生計を同じくするもの
※ 住 民 票 謄 本 （マイナンバー記載で省略可）	世帯全員・全項目記載のもの（申請日から 1 か月以内の証明が有効です。） ※ 同住所で別世帯としている同居家族についても、住民票が必要になります。
※ 所 得 証 明 書 （請求者、配偶者、扶養義務者） （マイナンバー記載で省略可）	・ 1～6 月に申請する場合⇒前年 1 月 1 日に鶴岡市以外にお住まいの方が必要 ・ 7～12 月に申請する場合⇒同年 1 月 1 日に鶴岡市以外にお住まいの方が必要
※ そ の 他	対象児童が「身体障害者手帳」「療育手帳」をお持ちの場合は、等級にかかわらずご持参ください。

＜ 窓 口 ＞ 子育て推進課 ☎ 0235-26-0176 [鶴岡市総合保健福祉センター「にこ♥ふる」2 階]
又は 地域庁舎 市民福祉課

関連制度のご案内

(1) 障害児福祉手当

月額 16,100 円 (R7.4～) が支給になります。特別児童扶養手当が ⇒ 窓口：福祉課 障害福祉係
1 級の場合は該当する場合がありますので、ご相談ください。地域庁舎 市民福祉課
おおむね 3 歳以上 20 歳未満の児童が対象です。

(2) 身体障害者手帳・療育手帳

身体障害の場合は身体障害者手帳、知的障害の場合は療育手帳が申請 ⇒ 窓口：福祉課 障害福祉係
できます。税金の障害者控除や公共交通機関の運賃割引など各種サービスが受けられます。地域庁舎 市民福祉課

(3) 重度心身障害(児)者医療の申請

医療費の自己負担の助成が受けられます。特別児童扶養手当 1 級、 ⇒ 窓口：国保年金課
療育手帳 A、身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 地域庁舎 市民福祉課
1 級などが対象です。本人、扶養者の所得税の有無により自己負担額が異なります。
また、本人の市民税所得割額により、対象外となる場合もあります。